

国保

退職者医療制度を  
ご存じですか？

国民健康保険の資格がある方で、長い間会社や役所などに勤め、厚生年金や共済組合、船員保険などから年金を受けられる方とその被扶養者が、老人保健制度の適用を受けるまでの間、医療費負担を軽減する制度です。

対象となる方

●退職被保険者（本人）

(1) 国民健康保険に加入している方又はこれから加入する方。

(2) 老人保健制度の適用を受けていない方。

(3) 厚生年金や各種共済組合などの年金（ただし国民年金は除く）を受けられ、その加入期間が20年以上、若しくは40歳以降10年以上ある方。

●被扶養者となる方

退職被保険者と生活をともにし、おもに退職被保険者の収入によって生計を維持し、

次の条件にあてはまる方。

- (1) 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と3親等内の親族又は配偶者の父母と子。
- (2) 国民健康保険の加入者で、老人保健の適用を受けていない。
- (3) 年間の収入が130万円未満であること。

届け出が必要でず

年金証書が届いた日の翌日から14日以内に、年金証書・国保の保険証・印鑑を持参して、町民課保険医療係に届けて、「国民健康保険退職被保険者証」の交付を受けてください。

お医者さんにかかるとき

診療を受けるときは、「国民健康保険退職被保険者証」を医療機関の窓口へ提出して受診してください。

医療機関に支払う一部負担金は次のとおりです。

○退職被保険者（本人）  
入院・外来とも2割

○被扶養者（家族）  
入院2割・外来3割

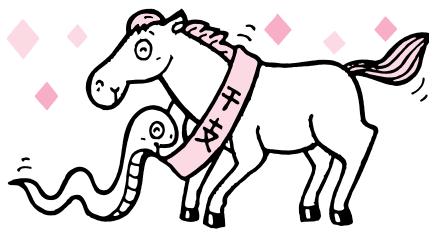
※入院時の食事代と外来の薬剤にかかる一部負担については、一般の国保と同様に別途負担となります。

適用を受けなくなるとき

- 国民健康保険の資格を喪失したとき。
- 退職被保険者が老人保健制度の対象になったとき。
- この場合は、国保の一般被保険者となります。（退職被保険者本人の資格がなくなつたとき。）

お問合せ先

役場町民課保険医療係  
☎985-4107



12月の納税

固定資産税 第3期  
国民健康保険税 第6期  
口座振替日は  
銀行・信金……12月25日（火）  
農協・郵便局……12月25日（火）  
※納税は便利な口座振替で

～税金は国を動かす

エネルギー～

年金

保険料の納め忘れは  
ありませんか！

将来、年金を受けるためには、加入しているだけでなく毎月の保険料をきちんと納めることが必要です。

保険料をつい納め忘れたり、「保険料を掛けても……」「今から老後の蓄えなんて……」などと、納めずに放っておくと、2年を過ぎた保険料は後で納めることができなくなり、将来受取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては受けられなくなったりします。

また、万一の事故や病気などで障害になつてしまった時の障害基礎年金や、不幸にも亡くなった時の遺族基礎年金なども、受けられなくなる恐れがあります。

自分自身の老後の基盤を築いていくために、保険料を忘れず納めることが大切です。

保険料の納め忘れを防ぐためには、便利で確実な保険料の口座振替や、お得な前納制度があります。

ぜひ、ご利用ください。

平成14年4月から  
保険料納付先が  
国へ変更されます！

国民年金保険料の納付先が、平成14年4月より、社会保険庁（国）から被保険者へ送付される納付書で、社会保険庁へ直接納付していただく方式に変更されます。

①保険料を納付できる場所が、全国の郵便局、都市銀行、地方銀行、農協や漁協、信用金庫、労働金庫、国民年金基金などで納めることができますようになります。

②現在、口座振替で保険料を納付されている方は、希望により平成14年以降も国において継続して口座振替ができます。

③平成13年度分の保険料は、現行どおり、平成14年4月末までは、松前町発行の納付書で納付となります。

お問合せ先  
役場町民課年金係

☎985-4106